

プラスチック類の収集運搬及び中間処理業務委託仕様書

第1章 総 則

第1節 業務の目的

和光市(以下「本市」という。)が、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)」の趣旨を踏まえ、プラスチック類を適正に処理するために和光市一般廃棄物処理基本計画に基づき、市域内の一般家庭から排出されるプラスチック類の収集運搬及び中間処理を円滑かつ確実に履行し、生活環境の保全及び再生利用の促進を図ることを目的とする。

第2節 事業概要

本業務は、本市が収集したプラスチック類を指定する保管場所(和光市下新倉六丁目96-1、96-2)から収集運搬し、受託者が所有する中間処理施設で選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、指定法人)と再商品化の委託契約を締結した事業者(再商品化事業者)へ適切に引渡す業務を委託するものである。

第3節 業務開始時期及び契約期間

1. 業務開始時期:令和5年10月1日
2. 契約期間:契約締結日から令和8年3月31日まで
3. 履行期間:令和5年10月1日から令和8年3月31日まで

第4節 仕様書の適用

本業務は、本仕様書に従い実施するものとする。なお、本仕様書に定めのないもので業務上必要と思われる事項については、本市と協議の上これを定めるものとする。

第5節 委託料の支払い等

本市は、別途締結する業務委託契約に基づき、受託者から業務報告書及び請求書の提出後30日以内に月割りで委託料を支払いする。

第 2 章 収集運搬

第 1 節 搬出場所

本市が指定する保管場所：和光市下新倉六丁目 96-1、96-2

第 2 節 収集頻度

保管場所のヤードから廃棄物が溢れることがないように、市域内から収集されるプラスチック類の収集車及び収集量(別紙 1)を考慮し、収集運搬の配車を調整するものとする。業務を実施するにあたって、収集計画を作成し、市の承認を得ることとする。

第 3 節 収集時間帯

収集は原則として午前 8 時 30 分から開始し、16 時までに作業を終えること。ただし、天候その他によりやむを得ない場合はその限りではない。

第 4 節 搬入場所等

収集したプラスチック類は受託者が確保した作業場に搬入する。なお、搬入量については受託者の計量器で計測して把握するとともに業務報告書で数量を報告することとする。

第 5 節 収集運搬車両

1. 受託者は、速やかに使用する車両の車種及び登録番号を記載した書類(車検証)を提出すること。使用する車両については、対人及び対物賠償金額が無制限の自動車保険に加入すること。
2. 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 3 条に定める収集及び運搬の基準、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

第 6 節 収集運搬車両への荷役

収集運搬者への荷役作業は、基本的には受託者が実施することとするが、対応が困難な場合はその限りではない。

第7節 その他留意事項

市内からプラスチック類を収集する車両や搬出場所内の作業状況に十分配慮すること。また、搬出場所や保管場所近辺での作業時には、近隣住民や周辺環境に配慮し、保管場所及び保管場所周辺の清潔保持に努め、過剰な騒音など不快の念を与えるような言動をとってはならない。

第3章 プラスチック類の中間処理

第1節 中間処理の内容

1. 搬出したプラスチック類の計量業務
2. 搬出したプラスチック類の貯留業務
3. プラスチック類を環境省令で定める分別収集物の基準に満たすものとその他のもの（不適合物）を選別する業務
4. 選別した分別収集物適合物を適切な大きさ、重量に圧縮し、梱包する業務
5. 圧縮・梱包した分別収集物適合物を指定法人の引取まで保管する業務
6. 分別収集物適合物を指定法人へ引渡す業務
7. 分別収集物適合物を計量する業務
8. 不適合物を（「可燃ごみ」「不燃ごみ(有害ごみ)」「資源物」）を、品目ごとに計量・分別して、本市の指定する場所へ運搬する業務。
9. 上記に付帯するその他必要な業務

第2節 貯留及び保管

1. 収集した廃棄物は周辺の生活環境に影響が及ぼすことがないよう、屋内で集積するものとし、飛散、流出及び地下に浸透する恐れのない施設とすること。さらに、引火、火災、爆発事故などの未然防止に努めること。
2. 選別した分別収集物適合物は、最大積載量が1万キログラムの自動車に積載できる最大の容量に相当する程度の分量の適合物を保管可能なスペースを確保すること。
3. 容器包装リサイクル法第2条第6項に基づく保管施設の指定に関する意向調査のための保管施設の平面配置図等の書類を提供すること。

第3節 選別・圧縮業務

1. 分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再商品化に必要な行為の委託基準に関する省令(令和4年環境省令第1号)並びに容器包装の分別収集物の基準を遵守すること。
2. 指定法人が実施するベール品質調査において「汚れ、破袋度、容器包装比率判定ランク」、「禁忌品判定ランク」のAランク判定及び「容器包装率」の95%以上になるよう目指し、業務精度を高めるよう努めること。
3. 圧縮したベール寸法等については、指定法人が定めるガイドラインに示された基準を原則として満たすこと。

第4節 その他留意事項

施設周囲の生活環境を損なわないよう十分な環境保全対策(ごみ、粉じんの飛散、悪臭の発散、騒音・振動の発生、汚水の浸透・流出・排水による汚濁等)を講じること。

第4章 共通事項

第1節 業務実施基準等

1. 受託者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。
2. 受託者は、天災、事故、故障などの影響により、履行できなくなった場合の対策を講じること。また、本業務に関わる緊急の対応が必要になった際は、速やかに報告しなければならない。
3. 受託者は、委託業務の履行について、交通事故、その他第三者に損害を及ぼしたときは、受託者において解決し、賠償しなければならない。
4. 受託者は、本業務を第三者に委託してはならない。
5. 受託者は、業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
6. 施設及び作業責任者は、正社員であって、業務内容に精通した者であること。また、円滑な業務の履行のために、従業員には必要な教育を行い、各処理工程において無理のない人員配置をすること。

第2節 業務報告

業務を行った月の翌月10日までに業務報告書を提出すること。その他、市が業務に関する報告を求めたときは、速やかに報告すること。

第3節 年末年始の対応について

年末年始については、プラスチック類の収集量が1.5倍程度になることが予測されるため、円滑かつ安全に業務を履行できるよう、搬出車両台数及び搬出量については特に留意すること。

市内から収集されるプラスチック類の予定及び収集量

1. プラスチック類の定義

市民は、「プラスチックごみ」として、プラスチック容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物を同じ袋で排出する。

2. プラスチックごみの分別収集の概要

- (1)市民は地域ごとに定められたプラスチックごみの収集日において、透明又は半透明の袋に中身や汚れが残っていないプラスチックごみを入れ、当日の午前 8 時 30 分までにごみ集積所に排出する。
- (2)市が収集運搬を委託している事業者が各ごみ集積所から 2-4tの塵芥車で収集し、保管場所に搬入する。収集日は水曜日、木曜日、金曜日で搬入時間は原則として 8 時 30 分から午後 16 時 00 分までとする。
- (3)保管場所で荷降ろしされたプラスチックごみは、市の委託業者がストックヤード内で嵩上げする。

3. プラスチック類の排出見込み量

プラスチック類の排出見込み量を以下の通り示す。令和 3 年度は実績値となるが、令和 4 年度以降は、一般廃棄物処理基本計画を策定する上で算出した目標推移であり、実際の搬入量を保証するものではない。

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
826t	770t	802t	854t	895t

令和 3 年度実績では、1 週間の平均搬入量は、15.82t だが、年始第 1 週の搬入量は、21.60t に増加する。また、各曜日における平均搬入回数は以下の通りに示す。

曜日	水	木	金
平均搬入回数	10.6回	10.3回	8.5回